

2019 年度研究助成 研究実績報告書

代表研究者	當山清実
研究テーマ	小中学校の通学路における学校安全に関する考察 —気象災害を対象として—

<助成研究の要旨>

昨今、気象災害の頻発化・激甚化に伴い、学校においてもこれらの災害への対応の強化が求められている。学校教育法施行規則(第六十三条)においては、「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる」として、気象警報の発表時における臨時休業は、各学校長の裁量であることが規定されている。そのため、気象警報が発表された際に、各学校の立地条件等の相違によっても判断が異なる可能性があることに加えて、防災の責務に関する直近の判例等を踏まえると、気象警報の発表時における臨時休業の決定は、各学校にとって過度な負担となっているという実情が指摘できる。そこで、本研究においては、児童生徒の通学時の安全確保に資することを目的として、気象警報の発表時における授業実施可否の判断基準(以下、臨時休業基準)を中心とする全国調査を行った。

本研究における調査は、質問紙調査として、全国の市区町村から小学校1校(総数 1,705 校)及び中学校1校(総数 1,689 校)を抽出し、調査票を郵送して実施した。質問項目として、①学校安全計画、②危機管理マニュアル、③臨時休業基準、④学校安全に関する認識、⑤学校安全に関する研修、⑥災害安全に関する研修、⑦学校安全に関する支援等を設定した。有効回答は、小学校 521 校(30.6%)及び中学校 529 校(31.3%)から得られた。また、聞き取り調査として、小学校2校、中学校2校、小中一貫校1校を選定し、質問紙調査に関連する項目の聞き取りを行った。

質問紙調査の結果から、全国的な傾向として、臨時休業基準は全体の 60%程度で策定されており、策定済みの学校においては、保護者等への公表も積極的に行われていることが明らかになった。臨時休業とする気象警報に関しては、暴風警報を規定している学校が最も多く、波浪警報や高潮警報を規定している学校は少ない傾向であった。

校種別においては、臨時休業基準の策定、臨時休業基準の保護者等への公表、臨時休業とする気象警報に関して、小学校と中学校の間に大きな相違は認められなかった。

他方、地方別においては、以下に示すような相違が認められた。臨時休業基準を策定している学校は、東海地方、近畿地方で高く、北陸地方、九州南部地方で低かった。次に、保護者等へ公表している学校は、東海地方、四国地方、沖縄地方で多く、九州南部地方で少なかった。臨時休業基準とする気象警報に関して、大雨警報及び洪水警報を規定している学校は、近畿地方、中国地方、四国地方で多く、北陸地方、沖縄地方で少なかった。暴風警報を規定している学校は、東海地方、近畿地方、四国地方で多く、東北地方、北陸地方、九州南部地方で少なかった。暴風雪警報を規定している学校は、東海地方、近畿地方、四国地方で多く、北陸地方、九州南部地方、沖縄地方で少なかった。大雪警報を規定している学校は、近畿地方、中国地方、四国地方で多く、北陸地方、九州南部地方、沖縄地方で少なかった。波浪警報及び高潮警報を規定している学校は、いずれの地方においても少なかった。

聞き取り調査においては、「局地的な気象状況への対応」や「警報は出ていないが、局地的な豪雨が降っているときの対応」という課題が指摘されるなど、校区内であっても気象状況が一概ではない場合や気象警報等が発表されていないにも関わらず、実際には厳しい気象状況となっている場合の対応に学校が苦慮している状況にあることが明らかになった。また、校区内における「学校間の情報交換」や「教育委員会との連携」による情報収集及び受援の重要性があらためて明確になった。

児童・生徒の通学時の安全確保にあたっては、調査結果を踏まえた防災上の課題に学校と教育委員会が一体となって取り組んでいく必要があると考えられる。今後は、地方別の傾向の背景にある要因等の量的調査に関する分析を進めるとともに、質的調査の充実を図ることによって、総合的な考察を深めていくとともに、関係機関に対する研究成果の発信に努めていく必要があると認識している。